

登記完了予定日

(毎日午前9時30分頃更新します。)

申請日		庁名		本局	大洲支局	西条支局	四国中央支局	今治支局	宇和島支局	砥部出張所
		不動産	権利							
3月23日	不動産	権利	3月31日	3月29日	4月3日	3月28日	3月29日	3月28日	3月29日	
		表示	3月29日	3月29日	3月31日	3月28日	3月29日	3月28日	3月30日	
	商業・法人		3月27日							
3月24日	不動産	権利	4月3日	3月30日	4月4日	3月29日	3月30日	3月28日	3月30日	
		表示	3月30日	3月30日	4月3日	3月29日	3月30日	3月28日	3月31日	
	商業・法人		3月28日							
3月27日	不動産	権利	4月5日	3月31日	4月5日	3月30日	3月31日	3月29日	3月31日	
		表示	3月31日	3月31日	4月4日	3月30日	3月31日	3月29日	3月31日	
	商業・法人		3月29日							
3月28日	不動産	権利	4月6日	4月3日	4月6日	3月31日	4月3日	3月30日	4月3日	
		表示	4月3日	4月3日	4月5日	3月31日	4月3日	3月30日	4月3日	
	商業・法人		3月30日							
3月29日	不動産	権利	4月10日	4月4日	4月7日	4月3日	4月4日	3月31日	4月4日	
		表示	4月4日	4月4日	4月6日	4月3日	4月4日	3月31日	4月4日	
	商業・法人		3月31日							

【注意事項】必ずお読み下さい。

◆ 次の場合には、登記の完了が予定日の翌日以降になることがあります。

- 登記申請に不備（補正）がある場合
- 土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 不動産登記で登記識別情報又は登記済証の添付がなく、本人確認のための事前通知を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所へ本店（主たる事務所）を移転する場合
- 登記申請の内容（複雑・大量等）により処理に時間を要する場合

※ 郵便等により登記申請をされた場合は、申請書が法務局に配達された日が登記申請日となります。

※ オンラインにより登記申請をされ、添付情報を郵送又は持参された場合は、当該情報が法務局に到達した後、速やかに審査を行うこととなりますので、当該情報が到達した日によっては、オンラインによる申請日に対応する登記完了予定日に登記が完了しないことがあります。

◆ お問合せ先

- 本局 不動産登記・・・089-932-0888
- 商業・法人登記・・・089-932-0888
- 大洲支局・・・0893-50-5055
- 西条支局・・・0897-56-0188
- 四国中央支局・・・0896-23-2407
- 今治支局・・・0898-22-0855
- 宇和島支局・・・0895-22-0770
- 砥部出張所・・・089-962-2140

